

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により
申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正について

令和6年5月
総務課

1. 改正理由

多様な人材が集まり、活躍できる包摂性の高い環境の整備を目指し、職員の勤務時間等をより柔軟に設定できることとするため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月条例第29号）等が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。

2. 改正概要

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「条例」という。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月奈良県人事委員会規則第16号。以下「規則」という。）の改正に伴い、以下の規定整備を行う。
 - ・条例の条項を引用する条文の整備（第1条ほか）
 - ・「育児介護等職員」の規定位置の変更（条例第4条第4項→規則第1条の6第1項第2号）に伴う条文の整備（第2条）
- (2) 条例第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間を月曜日から金曜日までの午後1時から午後3時までに短縮し、「育児介護等職員」は、共通する勤務時間を適用しないこととする（第3条）。
- (3) 規則第1条の3第1項第2号の改正に伴い、「条例第四条第三項及び第四項の規定により勤務時間を割り振られる職員の休憩時間は、一時間とする」規定を削除（第4条）

（参考）

	通常	フレックス制を活用した場合
改正前の休憩時間	1日の勤務時間が6時間を超える場合は1時間 （サービス規程 § 3 の 4 ①）	1時間 （サービス規程 § 3 の 4 ②、 改正前本規程 § 4）
改正後の休憩時間	同上	申告に基づく時間（条例 § 7 ②（3））、 1日の勤務時間が6時間を超える場合は 1時間（サービス規程 § 3 の 4 ①）

3. 施行期日

令和7年1月1日

（第2条第5項の改正については公布日施行）

規則（訓令）名	理 由	要 旨
<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正</p>	<p>職員の勤務時間等をより柔軟に設定できることとするため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月条例第29号）等が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするもの</p>	<p>1 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の改正に伴う規定整備</p> <p>(1) 条例第4条第3項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間を月曜日から金曜日までの午後1時から午後3時までに短縮し、「育児介護等職員」は、共通する勤務時間を適用しないこととする。 (第3条関係)</p> <p>(2) 「条例第四条第三項及び第四項の規定により勤務時間を割り振られる職員の休憩時間は、一時間とする」規定を削除 (第4条関係)</p> <p>2 その他 その他所要の改正を行う。</p> <p>3 施行期日 令和7年1月1日 (第2条第5項の改正については公布日施行)</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程（平成二十九年三月奈良県教育委員会教育長訓令第 号）の一部を次のように改正し、令和七年一月一日から施行する。ただし、第二条第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

奈良県教育委員会教育長 大石 健一

題名を次のように改める。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程

第一条中「及び第四項」を削る。

第二条第二項中「条例第四条第四項の規定により申告しようとする職員」を「前項に規定する職員のうち、育児介護等職員（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号。以下「規則」という。）第一条の六第一項第二号に規定する育児介護等職員をいう。第四項及び第三条第二項において同じ。）であつて、当該職員として申告しようとするもの」に、「及び」を「のほか、」に改め、同条第四項中「条例第四条第四項」を「育児介護等職員として申告して条例第四条第三項」に、「であつて、同項各号に掲げる職員に該当しなくなったもの」を「は、育児介護等職員に該当しないこととなった場合」に改め、同条第五項中「奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第一号）第二条第四号に規定する総務事務システム」を「電子計算機を利用して、職員の人事、給与、福利厚生等に関する事務の処理を行うシステムで総務部総務厚生センター所長が管理するもの」に改める。

第三条第一項中「午前十時から午後四時まで（次条に規定する休憩時間を除く。）」を「午後一時から午後三時まで」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、育児介護等職員については、適用しない。

第四条を削る。

第五条中「及び第四項」を削り、同条を第四条とする。

第一号様式を次のように改める。

申告簿兼割振り簿

(所属)	(職氏名)	(本人確認)
------	-------	--------

申告年月日	年	月	日
割振年月日	年	月	日
決裁年月日	年	月	日
決 裁 欄			

育児介護等職員（単位期間 週間）

年月日	申告				割振り				備考	割振り後の変更の申告				割振り後の変更の割振り				備考			
	始業の時刻	休憩の時刻	終業の時刻	勤務時間数	始業の時刻	休憩の時刻	終業の時刻	勤務時間数		始業の時刻	休憩の時刻	終業の時刻	勤務時間数	申告年月日	本人確認	始業の時刻	休憩の時刻		終業の時刻	勤務時間数	割振年月日
第一週	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
小計	時間 分				時間 分					時間 分						時間 分					
第二週	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
小計	時間 分				時間 分					時間 分						時間 分					
第三週	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
小計	時間 分				時間 分					時間 分						時間 分					
第四週	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
	時 分	時 分	時 分	時間 分	時 分	時 分	時 分	時間 分		時 分	時 分	時 分	時間 分			時 分	時 分	時 分	時間 分		
小計	時間 分				時間 分					時間 分						時間 分					

育児介護等職員として申告する場合は、単位期間を記入。
 週休日又は勤務時間を振り振らない日とする日の勤務時間数欄には、「00時間00分」と記入し、その旨を備考欄に記す。

第二号様式及び第三号様式中「~~第4条第4項~~」を「~~第4条第3項~~」に改める。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員は、勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正（案）新旧対照表

改 正 案

現 行

<p>職員は、勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項の規定により申告する職員は、勤務時間の割振り等に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 職員は、勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「条例」という。）第四条第三項の規定により申告する職員は、勤務時間の割振り等については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(申告)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定する職員のうち、育児介護等職員（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号。以下「規則」という。）第一条の六第一項第二号に規定する育児介護等職員をいう。第四項及び第三条第二項において同じ。）であつて、当該職員として申告しようとするものは、申告簿兼割振り簿のほか、養育又は介護の状況申出書（第二号様式）を教育長が別に定めるところにより提出するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 育児介護等職員として申告して条例第四条第三項の規定により勤務時間を割り振られた職員は、育児介護等職員に該当しないこととなつた場合は、養育状況等変更届（第三号様式）を教育長が別に定めるところにより提出しなければならない。</p> <p>5 職員は、総務事務システム（電子計算機を利用して、職員の人事、給与、福利厚生等に</p>	<p>職員は、勤務時間、休暇等に関する条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員は、勤務時間の割振り等に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 職員は、勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「条例」という。）第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員は、勤務時間の割振り等については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(申告)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 条例第四条第四項の規定により申告しようとする職員は、申告簿兼割振り簿及び養育又は介護の状況申出書（第二号様式）を教育長が別に定めるところにより提出するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 条例第四条第四項の規定により勤務時間を割り振られた職員であつて、同項各号に掲げる職員に該当しなくなつたものは、養育状況等変更届（第三号様式）を教育長が別に定めるところにより提出しなければならない。</p> <p>5 職員は、総務事務システム（奈良県行政文書管理規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲</p>
--	--

改正案

関する事務の処理を行うシステムで総務部総務厚生センター所長が管理するものをいう。以下同じ。)により前各項の規定による提出を行うものとする。ただし、総務事務システムにより申告することができない場合にあっては、教育長が別に定めるところにより申告を行うものとする。

(共通する勤務時間)

第三条 条例第四条第三項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午後一時から午後三時までとする。

2| 前項の規定は、育児介護等職員については、適用しない。

(その他)

第四条 この規程に定めるもののほか、条例第四条第三項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項は、別に定める。

現行

第一号)第二条第四号に規定する総務事務システムをいう。以下同じ。)により前各項の規定による提出を行うものとする。ただし、総務事務システムにより申告することができない場合にあっては、教育長が別に定めるところにより申告を行うものとする。

(共通する勤務時間)

第三条 条例第四条第三項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前十時から午後四時まで(次条に規定する休憩時間を除く。)とする。

2| 条例第四条第四項の規定により勤務時間を割り振られる職員に共通する勤務時間は、月曜日から金曜日までの午前十時から午後三時まで(次条に規定する休憩時間を除く。)とする。

(休憩時間)

第四条 条例第四条第三項及び第四項の規定により勤務時間を割り振られる職員の休憩時間は、一時間とする。

(その他)

第五条 この規程に定めるもののほか、条例第四条第三項及び第四項の規定により申告する職員の勤務時間の割振り等に関し必要な事項は、別に定める。

改正案

第2号様式（第2条関係）

養育又は介護の状況申出書

（ 年 月 日提出）

所属
氏名

次のとおり勤務時間条例第4条第3項の規定による週休日及び勤務時間の割振り

に係る

<input type="checkbox"/> 子の養育
<input type="checkbox"/> 要介護者の介護

 の状況を申し出ます。

1 申出に係る子又は要介護者

(1) 氏名

（職員との同居又は別居の別 同居 別居）

（続柄等： ）

(2) 子の生年月日 年 月 日生（出産予定日）

(3) 養子縁組の効力が生じた日 年 月 日

2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

注1 「1(2)子の生年月日」及び「1(3)養子縁組の効力が生じた日」は、子の養育の状況について申し出る場合に記入する。

なお、申出に係る子が申出の際に出生していない場合は、「子の生年月日」に出産予定日を記入し、「出産予定日」のにレ印を記入する。

また、子を養育するために申し出る場合は、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等の写し）を添付する。

2 「2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」は、要介護者の介護の状況について申し出る場合に、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況及び介護の内容が明らかになるように、具体的に記入する。

現行

第2号様式（第2条関係）

養育又は介護の状況申出書

（ 年 月 日提出）

所属
氏名

次のとおり勤務時間条例第4条第4項の規定による週休日及び勤務時間の割振り

に係る

<input type="checkbox"/> 子の養育
<input type="checkbox"/> 要介護者の介護

 の状況を申し出ます。

1 申出に係る子又は要介護者

(1) 氏名

（職員との同居又は別居の別 同居 別居）

（続柄等： ）

(2) 子の生年月日 年 月 日生（出産予定日）

(3) 養子縁組の効力が生じた日 年 月 日

2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容

注1 「1(2)子の生年月日」及び「1(3)養子縁組の効力が生じた日」は、子の養育の状況について申し出る場合に記入する。

なお、申出に係る子が申出の際に出生していない場合は、「子の生年月日」に出産予定日を記入し、「出産予定日」のにレ印を記入する。

また、子を養育するために申し出る場合は、申出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等の写し）を添付する。

2 「2 要介護者の状態及び具体的な介護の内容」は、要介護者の介護の状況について申し出る場合に、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況及び介護の内容が明らかになるように、具体的に記入する。

改正案

第3号様式（第2条関係）

養育状況等変更届

年 月 日

所 属 長 殿

所 属

職・氏名

次のとおり勤務時間条例第4条第3項の規定による週休日及び勤務時間の割振りに係る（ 子の養育 要介護者の介護 ）の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

2 届出の事実が発生した日（発生予定日）

年 月 日

現行

第3号様式（第2条関係）

養育状況等変更届

年 月 日

所 属 長 殿

所 属

職・氏名

次のとおり勤務時間条例第4条第4項の規定による週休日及び勤務時間の割振りに係る（ 子の養育 要介護者の介護 ）の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

2 届出の事実が発生した日（発生予定日）

年 月 日